

高知県こうち農業確立総合支援事業

市町村の予算が必要となっています。まずは市町村の農業振興担当課へご相談ください。



市町村等が主体的に実施する農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する

高知県(市町村が負担する経費の1/2以内を補助)

補助金



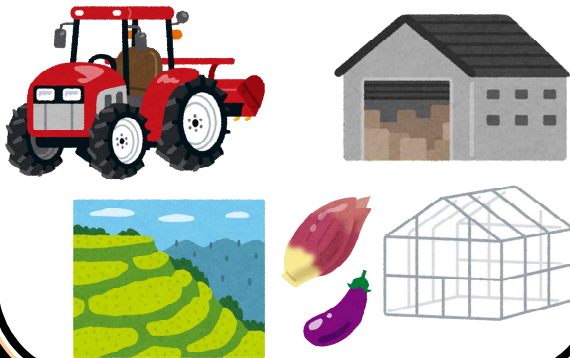
市町村等(補助率:市町村の取り決めによる)



補助金

地域の様々な取り組みを支援

共同で利用する農畜産業用機械及び施設(近代化施設整備事業)、農業生産活動に係る小規模な基盤整備(基盤整備事業)、養液栽培システム事業等



近代化施設整備: WCS刈取機、冷蔵・冷凍設備、残渣堆肥処理施設、自動選果システム等

基盤整備: 農業用ポンプ整備、せまち直し、農道舗装、荒廃農地等の利用促進(農地の障害物撤去、整地)等

養液栽培システム: ミョウガ、ナス、水耕セリ等

補助条件

- ・**受益者3戸以上**(簡易な基盤整備において認定農業者若しくは認定新規就農者、養液栽培システム等の整備は認定農業者であれば1戸でも補助対象)
- ・**国庫補助事業又は他の県単補助事業の採択要件を満たさないこと**
- ・**費用対効果が「1」以上**であること

など。詳しくは右のQRコードから要綱及び要領をご確認ください。



《問い合わせ先》



〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部 農業政策課 事業推進担当 (088)821-4517

または、お近くの農業振興センター、農業改良普及所、各市町村役場の農業振興担当課へ